

佐賀県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年三月十九日から平成二十四年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

| | | |
|--------------|-----------------------|-----------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 県道 千々賀神田線 | 唐津市千々賀字千々賀六五三番一 地内 | 平成二四・三・一九 |